

覚 書（ 正 ）

久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 9 条第 1 項の規定により行った後退道路協議について協議が調ったので、久留米市長（以下「甲」という。）と建築主_____（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を交換するものとする。

記

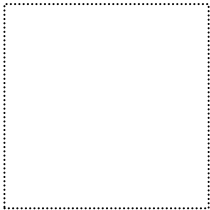
敷地（協力地を含む。）	久留米市 町		
意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理	整備事業の完了予定	年 月 日

- 1 乙は、後退道路協議に係る内容を変更する場合又は後退道路協議を取下げる場合若しくは取止める場合は、それぞれ要綱の規定に基づき甲に書類を提出するものとする。
- 2 乙は、支障物の基礎等が残存しないよう撤去等を行い、敷地と後退道路の接する部分に高低差が存する場合はその解消に努めて、頭部が黄色のプラスチック杭（後退道路協議においてその他の方法により行うものとした場合を除く。）によりみなし境界線の位置の標示を行うものとする。
- 3 乙は、後退道路協議に係る内容に適合するよう建築行為が完了するまでに整備事業を行い、完了したときは甲に整備事業完了届を提出するものとする。
- 4 乙は、寄付の意思表示を行った場合は、整備事業完了届に併せ寄付申込書を提出するものとする。
- 5 甲及び乙は、セットバック部分について、完了時の状態を維持するよう努めるものとする。
- 6 甲及び乙は、覚書（添付する後退道路協議書を含む。）をそれぞれ 1 通ずつ保持するものとする。
- 7 甲及び乙は、この覚書に定めのない事項等について別に定める必要が生じた場合は協議を行うものとする。
- 8 この覚書に係る乙の地位は、乙から建築物又は敷地に係る所有権等を相続又は取得した者に承継するものとする。

年 月 日

甲 久留米市長

乙 建築主 住所等
 氏 名



【第 4 面】の（記載上の注意）をよく読んで記載して下さい。

覺書（副）

久留米市における建築行為に係る後退道路に関する指導要綱第 9 条第 1 項の規定により行った後退道路協議について協議が調ったので、久留米市長（以下「甲」という。）と建築主_____（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を交換するものとする。

記

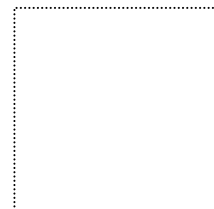
敷地（協力地を含む。）	久留米市 町		
意思表示の別	☐ 寄付 ☐ 自己管理	整備事業の完了予定	年 月 日

- 1 乙は、後退道路協議に係る内容を変更する場合又は後退道路協議を取下げの場合若しくは取止める場合は、それぞれ要綱の規定に基づき甲に書類を提出するものとする。
- 2 乙は、支障物の基礎等が残存しないよう撤去等を行い、敷地と後退道路の接する部分に高低差が存する場合はその解消に努めて、頭部が黄色のプラスチック杭（後退道路協議においてその他の方法により行うものとした場合を除く。）によりみなし境界線の位置の標示を行うものとする。
- 3 乙は、後退道路協議に係る内容に適合するよう建築行為が完了するまでに整備事業を行い、完了したときは甲に整備事業完了届を提出するものとする。
- 4 乙は、寄付の意思表示を行った場合は、整備事業完了届に併せ寄付申込書を提出するものとする。
- 5 甲及び乙は、セットバック部分について、完了時の状態を維持するよう努めるものとする。
- 6 甲及び乙は、覚書（添付する後退道路協議書を含む。）をそれぞれ1通ずつ保持するものとする。
- 7 甲及び乙は、この覚書に定めのない事項等について別に定める必要が生じた場合は協議を行うものとする。
- 8 この覚書に係る乙の地位は、乙から建築物又は敷地に係る所有権等を相続又は取得した者に承継するものとする。

年 月 日

甲 久留米市長

乙 建築主 住所等
氏 名



【第4面】の〈記載上の注意〉をよく読んで記載して下さい。

第 4 号様式（第 1 0 条関係）【第 3 面】

後退道路協議における主な協議内容は、下記のとおりとする。

記

主な協議内容 ➤ セットバックに 関する措置 ➤ 要請への対応等	

〈備考〉

- 1 覚書の案に、この面の添付は必要ありません。

第4号様式（第10条関係）【第4面】

〈記載上の注意〉

1 本文中の建築主に係る空欄

《個人の場合》

後退道路協議書に記載した建築主（個人）の氏名

《法人の場合》

後退道路協議書に記載した法人の名称、代表者の肩書き及び氏名

2 敷地（協力地を含む。）の欄 後退道路協議書に記載した地名地番

3 意思表示の別の欄 後退道路協議書に記載した意思表示の別に応じ、寄付又は自己管理のいずれか該当するチェックボックスに☑を入れて下さい。

4 整備事業の完了予定日の欄 後退道路協議書に記載した日付

5 覚書本文中の空欄 後退道路協議書に記載した建築主の氏名

6 年月日の欄 未記入のままにして下さい。

7 乙 建築主の欄 下記のとおり記載して下さい。

《個人の場合》

(1) 住所等の欄 後退道路協議書に記載した建築主（個人）の住所

(2) 氏名の欄（※自署によること。） 後退道路協議書に記載した建築主（個人）の氏名

(3) 押印 実印又は認印

《法人の場合》

(1) 住所等の欄 後退道路協議書に記載した建築主（法人）の所在地

(2) 氏名の欄 後退道路協議書に記載した建築主（法人）の名称、代表者の肩書き及び氏名

(3) 押印 法人の代表印

〈備考〉

1 楷書で記載し、欄が不足する場合は適宜欄を追加するか又は様式を複写し記載して下さい。

2 後退道路協議書の記載上の注意については、第1号様式（第9条関係）【第4面】を参照して下さい。 3

3 記載漏れ等の訂正箇所には、それぞれ第27条に規定する印により押印して下さい。

4 この面の提出は必要ありません。

